

新型コロナウイルスワクチン 特例臨時接種の終了について

現在無料で実施している新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種は、令和6年3月31日で終了となります。

令和5年9月20日以降に追加接種をしていない方で、接種を希望する方は、3月31日までに接種をご検討ください。

接種券を紛失された方は接種券の再発行をしますので、健康増進課までご連絡ください。

※令和6年3月31日は日曜日のため、市内医療機関では接種を実施しない予定です。

※2月から「坂本医院（江戸崎甲）」、「江戸崎病院（阿波）」での追加接種には、第一三共社製のワクチンを使用予定です。

乳幼児（6か月～4歳）の初回接種の接種券について

令和5年7月1日～9月30日生まれの方で接種をご希望の方は、接種券を郵送しますので健康増進課までご連絡をお願いします。（ご連絡がない場合、接種券は郵送しません。）

※乳幼児の初回接種は、ファイザー製ワクチンの場合、3回1セットとなります。初回接種を完了するためには、少なくとも1月14日までに1回目の接種をする必要があります。（医療機関によって接種の実施日が異なるため、ご希望の方は早めの接種をご検討ください。）

※生後6か月から接種対象となるため、生年月日によっては、予防接種期間である令和6年3月31日までに初回接種を完了することができませんのでご注意ください。

<問い合わせ先>

稲敷市健康増進課 電話 029-840-5170

月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

午前8時30分～午後5時15分